



平成18年4月11日

各 位

会 社 名 株式会社 大 丸
代 表 者 名 取締役会長兼最高経営責任者
奥 田 務
(コード番号 8234 東証、大証第1部)
問 合 せ 先 グループ本社 経営計画本部
広報・IR部長 福山 一郎
T E L (06) 6281-9002

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月11日開催の取締役会において、平成18年5月25日開催予定の第122期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業規模の拡大と事業の多角化をはかるため、第2条に目的事項を追加するものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、当社の公告方法を電子公告とし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行えるよう、現行定款第4条(公告方法)を変更し、併せて条数の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、以下の変更を行うものであります。
- 新たに導入される招集通知参考書類等の一部インターネット開示制度(第17条)、取締役会の決議の省略(第26条)、補欠監査役の予選の効力の伸長(第33条)、取締役会決議による剰余金の配当制度(第37条)を採用し、また単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限する規定(第9条)、株主総会招集地にかかる規定(第16条)、議決権代理行使における代理人の員数制限規定(第19条)を設置するものであります。
- 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- 「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項についても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。
- 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年5月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年5月25日(木曜日)

以 上

別紙

(下線部分は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (省 略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(23) (省 略)</p> <p>(24) (省 略)</p> <p>第 3 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(23) (現行どおり)</p> <p><u>(24)岩盤浴施設の経営</u></p> <p>(25) (現行どおり) (号数のみ 1 号繰り下げ)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、10億株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 5 条の 2 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、<u>1 単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10億株とする。(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合は、この限りではない。</p> <p>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、<u>本定款に別段の定めがあるほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日(基準日という。)を定め、その日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は記録された株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者<u>とすることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所のみに備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の<u>株主</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合は、この限りではない。</p> <p>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、单元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は毎年5月に、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。 <u>前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年2月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 <u>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会招集の時期)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会開催場所)</p> <p>第16条 <u>当社は、大阪市で株主総会を開催する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、委任状を当会社に差し出さねばならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議をもって取締役中から選任する。</p>	<p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、委任状を当会社に差し出さねばならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第19条 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。</u></p>	<p>(役付取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。</u></p>
<p>第20条 (省 略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第21条 (省 略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第22条 (省 略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第23条 (省 略)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) <u>第26条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (省 略) 第28条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第29条 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役) <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力) <u>第33条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第34条 (現行どおり) 第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p>第30条 <u>当社の利益配当金は、毎年2月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第31条 <u>当社は取締役会の決議により、毎年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条の5の規定による金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満5年を経過して受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過して受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p>